

## 流山市小規模工事業者登録要領

制 定 平成 22 年 10 月 1 日  
一部改正 令和 元年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、小規模な建設工事及び建設工事に準ずる修繕（以下「小規模工事」という。）に係る随意契約の発注について、登録制度を設けることにより発注担当課の業者選定の便宜を図るとともに、流山市競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されていない市内業者の受注機会の確保に努め、かつ市内経済の活性化を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第 2 条 小規模工事の対象となる契約は、その内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であると認められるもので、1 件の金額が 130 万円以下のものとする。

(登録できる者)

第 3 条 登録できる小規模工事業者は、市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者であるが、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

(1) 契約を締結する能力を有しない者（精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 有資格者名簿に登載されている者

(3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者

(4) 流山市の市税を滞納している者

(5) 申請日前 2 年間に完成実績がない者。

(6) 発注の相手方として市長が不相当と認める者。

(登録申請書類)

第 4 条 流山市小規模工事業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）への登載を希望する者は、流山市小規模工事業者登録申請書（様式第 1 号）2 部に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

ただし、この登録名簿に登載されても小規模工事の請負を約束する

ものではない。

- (1) 市税納税確認承諾書（様式第2号）
- (2) 登録をしようとする者が法人の場合は、登記事項証明書（旧商業登記簿謄本）
- (3) 登録しようとする者が個人の場合は、本籍地の市町村が発行する身分証明書
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (5) 印鑑証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類  
（登録の受付等）

第5条 登録申請の受付期間は、当該登録の有効期間の開始日の属する年において、市長が別に定める。

ただし、受付期間以外であっても随時登録の申請を受付ける。

- 2 登録の有効期間は有資格者名簿に登載されている者と同じ期間とする。なお、前項ただし書きの規定により受付期間以外に受付した登録の有効期間満了日は、受付期間における登録の有効期間満了日と同じとする。

（登録名簿への登載）

第6条 市長は、第4条の申請書の提出があったときは、これを審査し、適格と認めたときは登録名簿に登載するものとする。

ただし、第5条1項における受付期間以外の随時申請についての登録については申請月の翌々月とする。

- 2 登録名簿は、市ホームページ等において公表するものとする。

（登録事項の変更等）

第7条 登録名簿に登載された者は、登録した事項に変更があったとき又は廃業したときは、遅滞なく書面で市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録名簿に登載された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消することができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当することとなった場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 受注に関し、不正又は不誠実な行為があった場合  
（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、平成２２年１０月１日から施行する。

附則

この要領は、令和元年１２月１日から施行する。